

協業組合の設立の認可

根拠条文

【中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項】

発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。